

中川事務所新聞

第 1 2 8 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【民法抜本改正へ】

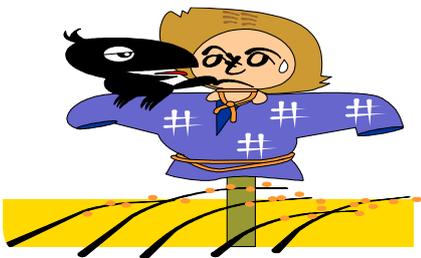
1896の制定から初めてとなる民法抜本改正の原案が提示されました。経営と暮らしに関係しそうな箇所は以下の通りです。

法定利率：5% (固定) 3% (変動)へ

交通事故で受け取る保険金が増える。個人間の金銭の貸借での利息が減る。等

連帯保証：安易に保証人を立てることの厳格化

家族以外の保証人は公証人が意思を確認する。手続きの煩雑化で融資条件が厳しくなることも。



時効：年数の統一化

飲食代は1年、病院代は3年などバラバラだったものが3年に統一へ。

この度の改正は消費者保護を強化するために、契約ルールを明確化することが目的です。トラブルの未然防止という観点からも、事業者として求められることも多くなりそうです。

【所得拡大促進税制】

昨今の経済・社会情勢を反映して、従業員の賃金を増加させる企業も増えています。そのような企業を税制面から支援する制度です。

要件 基準年度比で従業員への給与の総額が増えた。

要件 前年度比で従業員への給与の総額が減っていない。

要件 前年度比で1人当たり平

均給与が減っていない。

これらの要件をすべて満たすと、賃金増加額の20%が法人税から控除されます。経費で認められるのではなく、税金が直接差し引かれるので効果は大きいでしょう。

【9月の事務予定】

- ・9月決算法人期末実地棚卸
- ・6月決算建設業決算変更届
- ・7月決算法人確定申告&納税
- ・標準報酬月額決定による社会保険料控除の変更準備
- ・秋の全国交通安全運動
- ・夏バテからの復活



知ってお得！？法律雑学

Q . パトカーがスピード違反で捕まることはあるのですか？

A . あります。

パトカーや救急車などの緊急車両は、生命に関わる場合などの緊急性があれば、道路交通法違反の除外対象になります。逆に言うと、緊急性がなければ一般車両と同じで違反対象になります。

今年3月に京都府警のパトカーが高速道路を145km/hで走行したとして、兵庫県警が45km/h超過のスピード違反で検挙しました。

この事件では通報を受けた京都府警が現場へ急行中に兵庫県内の高速道路で速度違反、兵庫県警は京都府警から連絡がなかったとして緊急性を認

めませんでした。何か法律以外のメンツのようなものが絡んでいると感じるのは私だけでしょ。



経営談義

【老後の資金を貯める、殖やす】

今月も食品分野を中心に値上げラッシュです。低金利状態のまま物価が上昇すると、手持ちの資産は目減りする一方です。老後資金に関しても、今までとは違う発想が必要になってきました。

老後資金の代表格は言わずと知れた年金です。一般的な法人の勤め人(役員を含む)であれば、基礎年金+厚生年金が標準です。これに3階部分として確定拠出年金が位置付けられます。確定拠出年金と

は、掛金が確定していて、給付額が運用実績次第で変わるという年金です。そのメリットは以下の通りです。

掛金が全額所得控除できる。運用益が非課税。

年金として受け取るときは公的年金控除の対象になる。要するに、支出してから受け取るときまでの各段階で税金の補助があるということです。

非課税といえばNISAも該当しますが、こちらは運用益だけが非課税で、支出に対する優遇はありません。ただし、NISAはいつでも元金の払い戻しができるのに対し、確定拠出年金は60歳以降まで解約できません。

物価上昇時代には、預金で貯めるというよりは、投資で

殖やすという発想でないと購買力が落ちてしまいます(今100円で買えるものが将来1000円で買えなくなる)。確定拠出年金は、自分で運用方法を決めて実際の運用はプロに任せます。リスクはゼロではないものの、物価上昇への対応力は抜群です。

投資というものはその投資期間が長いほどリスク減少、効果増大という特性があります。まずは少額からでも確定拠出年金を始めることをお勧めします。



この夏我が家ではテレビ、エアコンが続けて寿命を迎えました。この後冷蔵庫、洗濯機と予備軍が控えているので、突然の出費に戦々恐々としています。

人間ドックでコレステロール値が高いと指摘されましたが、どうやらこの数値を問題にするのは日本だけのようです。ものの本によると、脂質はそれほど体に悪いものではなく、病気との因果関係もはっきり証明されていないとか。一方、糖には警戒が必要で、こちらは糖尿病を代表とする各方面への悪影響が証明されているそうです。

あとがき

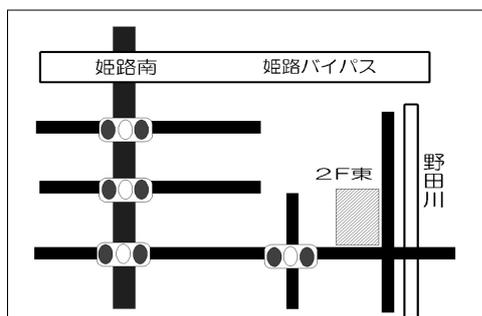
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・予防法務(問題が起こる前の対策)
- ・戦略会計(経営に役立つ会計)
- ・マネジメント(経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp